

適正服薬推進支援事業に係る協力について

令和6年9月25日
広島県健康福祉局長
(国民健康保険課)

本県の保健医療行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県において、11市町(呉市、竹原市、三原市、尾道市、庄原市、府中町、海田町、熊野町、坂町、江田島市及び大崎上島町)と連携し適正服薬推進支援事業を実施しています。

9月下旬に関係医療機関等に事業説明資料を発送するとともに事業対象となる国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)に医療機関・薬局等への服薬に係る相談勧奨通知を発送する予定です。この通知の発送に伴い、10月以降、11市町及びその近隣市町の医療機関におかれては、被保険者から医薬品等についての相談が増えることが見込まれます。

については、当該通知を持参された被保険者から相談があった場合は、服薬状況を御確認いただき、必要に応じて疑義照会等を検討くださるようお願いいたします(必ずしも処方の変更が必要というわけではありません。)

担当 国民健康保険課
電話 082-513-3218(ダイヤルイン)

○広島県ホームページ(適正服薬推進支援事業について)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/kokuhotekiseifukuyaku.html>

